

第3章 特別の教科 道徳

1 改訂のポイント

学校教育法施行規則が改正され、これまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という）として新たに位置付けるとともに、一人ひとりの児童が、答えが一つではない課題に道徳的に向き合う「考える道徳」「議論する道徳」への質的な転換により、道徳教育の充実・強化を図ることを目的としています。

また、道徳教育の特性から、学習指導要領に示された内容について体系的な指導により学ぶという各教科と共通する側面がある一方で、道徳教育の要となって人格全体に関わる道徳性の育成を目指すものであることから、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、数値などによる評価はなじまないなど、他の教科とは異なる側面もあることから、「特別の教科」とした。

(1) 目標を明確で分かりやすいものに改善

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育も、道徳教育の要である道徳科も、最終的には「道徳性の育成」が目標であることを分かりやすく表現するとともに、道徳科の目標では、道徳性を養うために育成すべき資質・能力を明示している。

道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育の目標と同じ

道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

育成すべき資質・能力

(2) 道徳の内容を発達の段階を踏まえた体系的なものに改善

小学校から中学校までの内容の体系的性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果を上げるなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「善悪の判断、自律、自由と責任」などの言葉を付し、内容項目のまとめりとして示していた4つの視点の記述を右のように改めた。

- 1 主として自分自身に関すること
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

(3) 多様な方法を取り入れた指導

言語活動を生かした学習の展開、児童の発達の段階や特性等を考慮し、道徳科の特質を生かした授業を行う際の指導方法の工夫例として、読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等が示された。

(4) 道徳科の評価

道徳科の指導に際して、「児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握」と示された。また、数値などによる評価は行わないことについては従前通りである。

道徳科に関する評価の基本的な考え方

- ・数値による評価ではなく、記述式とすること。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ・他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行う。
- ・学習活動において児童がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
- ・発達障害等のある児童が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと。
- ・調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること。

2 指導計画作成上の留意点

学校教育全体としての道徳教育に関することは「第1章 総則」に、道徳科に関することは「第3章 特別の教科 道徳」へと整理され構造化された。

○ 第1章 総則における道徳教育の改善

(1) 全体計画の作成等に関わること

道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体で行うことから、全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと、また、各教科等で行う道徳教育の指導の内容及び時期等を示すこと。



キーワード ・校長の方針の明確化 ・道徳教育推進教師の役割
・道徳教育全体計画の意義、内容 ・各教科等における道徳教育（別業）

(2) 家庭や地域社会との連携に関すること

学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることが示された。



キーワード ・情報発信 ・相互連携

○ 第3章 特別の教科 道徳の改善

(1) 第1 目標

「各教科等との密接な関連や計画的、発展的な指導による補充、深化、統合」を、第3章 指導計画の作成と内容の取扱いに転記し、目標を「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」こととして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同一にした。

また、「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める」ことを、学習活動として具体化し「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」と改め、「道徳的実践力を育成する」ことを、具体的に「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」こととした。

(2) 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 指導計画に関すること

全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項は、第1章 総則に移行し、道徳科の年間指導計画に関わる事項のみ記載し、指導計画の創意工夫を生かす例示を加えた。



1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げるものとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

イ 主体的な学習に関すること

児童が自らの道徳性を養うことへの配慮事項を、自ら振り返ること、道徳性を養うことの意義について自ら考え、理解することなどを加えて具体的に示した。

➡ (3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

ウ 言語活動の充実に関すること

児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むための言語活動を具体的に示した。

➡ (4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

エ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

道徳科の特質を生かした指導を行う際の指導方法の工夫例を、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等として示した。

➡ (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

オ 家庭や地域社会との連携に関すること

道徳科の授業に関わってその実施や教材開発や活用などに各分野の専門家等の積極的な参加や協力を加えた。

➡ (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

カ 教材の開発や活用等に関すること

教材の開発や活用に関しては、多様な教材の開発や活用について、生命の尊厳、情報化への対応等の現代的な課題などを加え具体的に例示し、教材の具備すべき要件を示した。

➡ (1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用にも努めること。特に、生命の尊厳、自然、・・・(中略)・・・充実した教材の開発や活用を行うこと。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。・・・(中略)・・・偏った取扱いがなされていないものであること。

【学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 より】

(3) 道徳科の評価

ア 発達障害等のある児童や海外から帰国した児童、日本語習得に困難のある児童等に対する配慮

発達障害等のある児童に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。

➡ 例 他者との社会的関係の形成に困難がある児童の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りに解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあるなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導の工夫が必要である。

3 Q&A

Q 1 道徳教育と道徳科の違いは何ですか。

道徳教育は教育活動全体を通じて行うもの、道徳科は年間 35 時間（小学校 1 年は 34 時間）行う授業のことをいいます。学校における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものです。

Q 2 学校の道徳教育の重点目標はどのようなことに留意すればよいですか。

道徳教育を全教職員が共通理解して一体となって推進するために、学校として育てようとする児童の姿を明らかにすることです。そのために、校長の方針に基づいて、学校の道徳教育の目標を設定して指導することが大切です。よって、各学校によって目標は異なります。

Q 3 重点内容項目とはどのようなことですか。

重点内容項目とは、各学校の道徳教育の目標を踏まえ、重点的に指導すると設定された内容項目のことです。（内容項目は、「第 3 章 特別の教科 道徳」の「第 2 内容」で示されています。）道徳科において、各学年により内容項目の数は異なりますが、重点的ということで複数の時間指導することになります。各学校によって道徳教育の目標が異なることから、各学校の重点内容項目も異なってきます。

Q 4 道徳科では、一般的な価値観や規範意識を教え込むことになりませんか。

道徳科の学習では、価値観や規範意識を教え込むことではなく、児童が自分との関わりで道徳的価値についての理解を図り、自分自身をしっかりと見つめる学習を通して、自己の生き方についての考えを深めるようにすることが大切です。

Q 5 配布される教科書以外にも、副読本や自作資料等、他の資料を使用してもよいのでしょうか。

授業で活用する主たる教材は、教科書であることが基本となります。しかし、学校の重点内容項目などを加味して、他の資料を活用することも考えられます。道徳科の授業は、年間指導計画に基づき行われることから、計画的、発展的に指導することが大切です。

Q 6 道徳科の評価はどうすればよいのでしょうか。

学習活動において児童が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ自律的に思考する中で、次の 2 点を重視することが重要とされています。

- ① 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
- ② 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

これらのことは、道徳科の目標に明記された学習活動に注目して評価を行うということです。

Q 7 授業後の児童の様子や行動の変容からも、児童の道徳性を評価してもよいのでしょうか。

道徳科の評価では、児童の行動の変容ではなく、「道徳科の学習状況や道徳性に係る成長の様子」を評価します。日頃の児童の行動については、指導要録の「行動の記録」に示すこととなります。

Q 8 評価が悪かった児童は、人間性を否定されたことになりませんか。

道徳科の評価は、数値による評価ではなく記述式です。また、他の児童との比較による相対評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行います。よって、児童の問題点を指摘するような評価ではないことに留意することが大切です。